

介護老人福祉施設 運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人〇〇〇〇〇（以下「事業者」という。）が設置する特別養護老人ホーム〇〇〇〇（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者（以下「入所者」という。）に対し、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する従業者による適切な処遇を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

3 事業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。

4 事業者は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホーム〇〇
- (2) 施設の所在地 新潟市〇〇区〇〇△丁目〇番〇号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
従業者の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 ○人
入所者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 ○人以上
入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。
- (4) 看護職員 常勤換算方法で○以上
医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。
- (5) 介護職員 常勤換算方法で○○以上
入所者の入浴、排せつ、食事等の介護など入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
- (6) 機能訓練指導員 ○人以上
入所者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
- (7) 栄養士 ○人以上
入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 ○人以上
入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な従業者を配置するものとする。

(入所定員等)

第5条 施設の入所定員は○○人とし、居室の数は次のとおりとする。

- (1) 多床室 ○○室
- (2) 個室 ○○室

2 事業者は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(入所者に対する施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生

活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話とし、サービスの提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して施設サービスの提供を行うものとし、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。
- (2) 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (3) 事業者は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (4) 事業者は、食事の提供に当たっては、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他費用の額)

第7条 施設サービスの利用料は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）」に定められる額とし、施設において法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
1日につき 〇,〇〇〇円
- (2) 居住に要する費用
多床室 1日につき 〇〇〇円
個室 1日につき 〇,〇〇〇円
- (3) 入所者の希望による特別な食事の提供に要する費用 実費
- (4) 理美容代 実費
- (5) 施設サービスの提供に当たり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

- ア 入所者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費
 - イ 入所者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用 実費
 - (6) インフルエンザ予防接種費用 実費
 - (7) 預かり金の出納管理にかかる費用 1月につき 〇〇円
 - (8) 外部のクリーニング店に取り継ぐ場合の私物の洗濯代 実費
- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号から第3号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について入所者又はその家族に対して、文書により説明し、同意を得るものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

- (1) 入所者は、施設内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
 - (2) 入所者は、施設に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - (3) 入所者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
 - (4) 入所者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入所者の心身の状況等により、入所者又はその家族からの申出により、管理者が責任をもって管理することができる。
- 2 前項第4号の規定により、管理者が、利用者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、施設サービスの提供中に入居者の病状の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、あらかじめ施設の医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めておくこととする。

(非常災害対策)

- 第10条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。
- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する等入所者の安全に対して万全を期するものとする。
 - 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理についても、適正な管理を行うものとする。

2 事業者は、感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族等及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

4 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 事業者は、提供した施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

- 第15条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、入所者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に入所者及びその家族の個人情報等の秘密事項を提供する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(地域との連携等)

- 第16条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 事業者は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(従業者の研修)

- 第17条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後○か月以内に実施
 - (2) 継続研修 年○回以上
- 2 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。

(記録の整備)

第18条 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入所者に関する市への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 事業者は、従業者、設備、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

附 則

この運営規程は令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。